

仙台市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 のあらまし

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



目次

第1章	計画策定の趣旨と位置づけ	1
第2章	高齢者を取り巻く現状と課題	1
第3章	今後の高齢者施策を推進していく上での視点及び方向性	3
第4章	基本理念・基本目標・施策の体系	4
第5章	高齢者保健福祉施策の推進	5
第6章	介護保険対象サービスの見込み	9
第7章	介護保険事業の円滑な運営に関する方策	10
第8章	介護保険事業に係る費用の見込み	11

仙台市

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

高齢者人口がピークとなる令和22(2040)年が間近となるなか、本市においても高齢者数は増加を続けており、令和2年の国勢調査における65歳以上の高齢者人口は25万7千人と、本市人口の約4人に1人が高齢者という状況になっています。

こうした状況のなか、高齢者を取り巻く環境についても、コロナ禍による生活様式の変化や働き方改革による就業構造の変化、デジタル化の進展などにより大きく変容しており、今後の高齢社会に向けた、高齢者の意欲と能力に応じて力を発揮できる社会の構築や、時代の潮流に合わせた柔軟で適時適切な取り組みが求められています。

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成18年に高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定して以降、3年ごとの見直しを重ねてまいりました。今回の見直しにおいては、これまでの取り組みを基礎としつつ、少子高齢化による様々な課題が想定される中においても、中長期的な視点を持ちながら社会の変化に柔軟に対応し、将来にわたり誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現に向けた各種施策の展開を図るものです。

2 計画の位置づけ

本市においては、高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の市町村老人福祉計画として、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の市町村介護保険事業計画としてそれぞれ位置づけており、それぞれの法令等に基づき、両者を一体のものとして策定しています。

また、令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、市町村における認知症施策推進計画の策定が努力義務とされています。本市では、高齢者施策と連携のもと、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策6の認知症施策を含めた本計画を、認知症基本法第13条における市町村認知症施策推進計画としても位置付けられるよう策定しています。

3 計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間で、介護保険事業計画としては第9期となります。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢者を取り巻く現状

(1)本市の高齢者人口の将来推計

本市の65歳以上の高齢者人口は、令和2年10月1日現在で約25万7千人でしたが、令和7(2025)年には、約28万3千人、団塊ジュニア世代が全員65歳以上に達する令和22(2040)年には、約34万人と上昇を続け、令和32(2050)年頃のピーク時には約36万人に到達する見込みです。一方で、15~64歳の生産年齢人口は約57万人に減少する見込みです。

また、本市の高齢化率は全国平均を下回っているものの、年々上昇を続け、2030年代後半には30%を超え、高齢者人口がピークを迎えた後も引き続き上昇傾向が続く見込みです。